

私部英治方之於之根議ヲ爲ス筈ナル又定刻
集合者ハ二三名之過キナル狀況ニテ結束稍
遅緩セルヤニ着取セラル

四、會社側ノ措置

爭議國ノ結束鞏固ナラサルヲ見タル會社側
ハ此ノ極ノ策ニ乘シ其切崩策ヲ講スヘク既ニ出
勤職工ニ對シテハ当分目給歩増ノ意圖ヲ
漏ストト共ニ昨五日午後ワ我業成工各自ニ對
シ本六日ヨリ必ス出勤スヘシ若シ之ニ應セサル
トキハ相違考フル所アリトノ旨ヲ記載セル者
面ヲ被送シ一面後付成工等共私宅ニ送テ
出勤勸告之努力メツ、アリ
右及伴通ノ報候也

高
知
先
知



長
善

11. 9. 11

282号

時秋弟

大正十一年九月六日
大隈有知 御 松崎 和

外務大臣 水野 錬太郎 殿
農商務省 工務局長 殿
警視總監 加田 實 殿
京都府 兵部 知事 殿
大阪地方裁判所 檢事長 殿

大隈機成ノ作事ノ警備ヲ議ス
關スル件 (第五報)

一、罷業者ノ行動
一、機成ノ總罷業ニ及リ初志ノ目的ヲ貫徹
セムモノト連日機成ノ出勤阻止ニ力シ其私宅ヲ